

# 業務仕様書

## 1 件 名

厚別公園競技場水飲台保全業務

## 2 業務概要

厚別公園競技場の水飲台について、老朽化により水漏れが生じたため交換を行う。

## 3 施工場所

厚別公園競技場 札幌市厚別区上野幌3条1丁目2-1

## 4 履行期間

契約締結日から令和7年11月14日まで

## 5 業務内容

- (1) 既設水飲台撤去を行うこと。(周辺のタイル含む)
- (2) 水飲台(札公C型)の更新を行うこと。(周辺のタイル含む)  
※寸法等がわかる図面やカタログ等を提出し、担当職員の承諾を得ること。
- (3) 既設の給水配管及び排水管と接続を行うこと。  
なお、接続は水道局指定工事業者が行うこと。
- (4) 通水を行い、漏水などの異常がないことを確認すること。
- (5) 産業廃棄物の処理については、適切に処理し、マニフェスト伝票(A・E票)の写しを提出すること。
- (6) 現地施工について、10月末までに完了させること。詳細な作業日程については、担当職員と協議のうえ確定させること。

## 6 提出物

- (1) 着手時  
工程表
- (2) 完了時
  - ア 業務完了届(札幌市様式)
  - イ 業務報告書
  - ウ 写真帳
  - エ 修繕工事施工届(水道局へ提出)

## 7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、営業に支障がないように完了させること。  
また、施設の運営管理への影響を最小限とするよう努めること。
- (2) 業務の計画・実施にあたっては、開催イベント、施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員、施設管理者と作業工程を十分打合せの上行うこと。

- (3) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。